(別紙)

諮問番号:平成29年諮問第3号 答申番号:平成29年答申第3号

答申書

第1 京都府行政不服審査会(以下「審査会」という。)の結論

本件諮問に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、乗却されるべきで あるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく生活保護開始決定処分(以下「本件処分」という。)について、審査請求人が、所持金について誤った申告をしたところ、なされた保護費の減額について納得できないと主張して、当該処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成28年5月9日、処分庁に対し、生活保護を申請した。
- 2 平成28年5月9日、処分庁は、審査請求人から預金通帳の写しを受理するととも に、保護開始時に保有する手持金について現金〇円であること及び平成28年5月2 日時点の預貯金が〇円であることを確認した。
- 3 平成28年5月11日、処分庁は、審査請求人宅を訪問し、資産申告書を受理し、保護開始時に保有する手持金について現金〇円であること及び平成28年5月2日時点の預貯金が〇円であることに相違がないことを確認した。
- 4 平成28年5月19日、処分庁は、審査請求人が要保護状態であると判断したため、 保護が申請された同年5月9日付けで以下の決定を行った。
 - (1) 審査請求人世帯の保護を開始する決定
 - (2) 手持金〇円を収入認定する決定
 - (3) 住宅扶助(家賃)○円を認定する決定
- 5 平成28年5月27日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分に係る保護決定通知 書を手交した。
- 6 審査請求人は、平成28年8月26日、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のとおり、本件処分は、違法又は不当である旨を主張している。 所持金について誤って申告し、誤った手持金で保護費が算定された結果、保護費 が減額されてしまい、また、預金については出費しなければならない事情があり、 余っているお金ではないことから、保護費の減額について納得できないため、本件 処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人に対し、保護開始時及び家庭訪問時において、保護開始時の手持金について、現金〇円及び平成28年5月2日時点の預貯金〇円であることを確認している。

その上で、昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(以下「課長通知」という。)第10の問10の2の答に基づき、保護開始時の手持金を算定し、本件処分を行ったものである。

本件処分は、適法かつ適正に行われたものであり、審査請求について、棄却を求める。

第5 法令の規定等について

1 生活保護費と収入について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。

昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「次官通知」という。)第8の1の(4)において、「収入の認定にあたっては、(中略)当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握すること。」とされている。

また、次官通知第10において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯 につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入との対比によって決定す ること。」とされている。

2 保護開始時に保有する手持金について

課長通知第10の問10の2の答は、保護開始時の手持金について、「一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する」こととし、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の5割を超える額とする。」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

- 1 審理員意見書の要旨
 - (1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

- (2) 理由
 - ア 本件処分が課長通知第10の問10の2の答に該当するか否かについて 審査請求人の医療扶助及び介護扶助を除いた最低生活費は、生活扶助費○円 及び住宅扶助(家賃)○円の合計○円であり、その5割は、○円である。

そして、審査請求人の保護開始時の保有する手持金は、現金〇円及び預貯金〇円の合計〇円であることから、手持金として認定されるのは、医療扶助及び介護扶助を除いた最低生活費の5割である〇円を超える額である〇円である。

イ したがって、本件処分について、手持金○円を収入認定した処分庁の判断に は誤りはない。

よって、審査請求人の主張は認められない。

- 2 審査庁による諮問の要旨
 - (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、 棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第 43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1) の判断をしようとする理由 1 の (2) に同じ。

第7 調査審議の経過

- 1 本件審査請求を取扱う審査会の部会 第1部会
- 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------|---|
| 平成29年5月11日 | 審査庁が審査会に諮問 |
| " 5月22日 | 第1回調査審議(第1部会) |
| 川 5月26日 | 審査請求人から審査会に5月25日付け「平成28年5月 19日付保護開始決定処分(第○号)に対する審理員意 見書に対する意見(反論)」を提出 |
| " 6月19日 | 第2回調査審議(第1部会) |
| " 6月23日 | 答申 |

第8 審査会の判断の理由

- 1 本件処分は、審査請求人の保護開始時における資産申告及び預金通帳の写しに基づいて、手持金額を算定し、収入認定の決定を行ったものである。
- 2 審査請求人及び処分庁の双方の主張を踏まえると、審査請求人が保護開始後に使 途がある預金を所持している場合に、手持金の認定に当たり配慮されるのかという 点が争点となっているため、以下この点を検討する。
- 3 第5の1に記載のとおり、収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握する(次官通知第8の1の(4))とされている。また、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入との対比によって決定(次官通知第10)される。

そして、保護開始時の手持金の収入認定については、保護開始時の程度の決定に 当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除 く。)の5割を超える額(課長通知第10の問10の2の答)としている。

この点につき、審査請求人は、「手持金」が自由に使えるお金のことをいうならば、保護開始時に所持していた金銭は、保護開始後に使途があるために残しておいた金銭であり、自由に使える金銭ではないと主張する。しかし、保護開始後に使途があり、自由に使える金銭ではないとしても、課長通知第10の問10の2の答のとおり、保護開始時に所持している限り、保護の程度の決定に当たって収入認定せざるを得ない。

そもそも、課長通知において、当該世帯の最低生活費の5割を超える額を手持金と認定することの趣旨は、保護開始時に保有する金銭のうち、全てを収入認定するのではなく、いわゆる家計上の繰越金程度のものについては、保有を容認するというものである。そして、その金銭で、生活保護の給付が出るまでの間の家計の運営をすることが想定されている。そのため、審査請求人が主張するような保護開始後に使途がある金銭についても、保護開始月については、認定された最低生活費の5割を超えない範囲から支出することが求められる。

また、審査請求人が、手持金を誤って申告したと主張しているが、処分庁は保護開始時に審査請求人が申告書に誤りがないことを自署したものに基づいて判断しているため、審査請求人の主張を認めることはできない。

したがって、手持金を医療扶助及び介護扶助を除いた最低生活費の5割である○ 円を超える額である○円であると収入認定した処分庁の判断は妥当である。

4 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審查会第1部会

委員(部会長)北村和生委員岩崎文子委員岡川英日